

■あなたの声を しっかりキャッチ！
1枚のはがきが 明日のくりやまを変える！

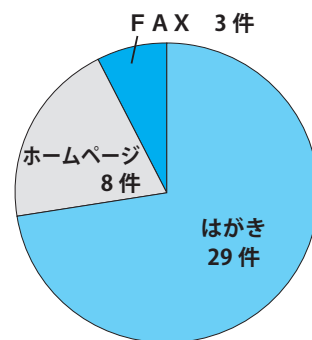


くりやま
キャッチボイス

【問い合わせ】 総務課広報・防災・情報グループ ☎ 73-7501



投書の方法で最も多いのが「はがき」で29件。続いて「ホームページ専用フォーム」が8件、「FAX」が3件となっています。



平成27年度 投書方法

①投書の方法

平成27年度を振り返る
町民のまちづくりに対する疑問や意見などに常時お答えする「くりやまキャッチボイス」に平成27年度は40件の投書が寄せられました。

※一枚のはがきに複数の意見・質問が書かれている場合もありますので、投書の総数よりも多くなっています。

◆質問・相談の例

「中学校の制服のブレザー化を提案します」

◆提案の例

「運動公園のフェンスを高くしてください」

◆激励・称賛の例

「審議会・委員会での女性委員の割合は？」

◆要望の例

「難病の指定病名を知らせてほしい」

◆質問・相談の例

「審議会・委員会での女性委員の割合は？」

◆提案の例

「中学校の制服のブレザー化を提案します」

◆激励・称賛の例

「運動公園のフェンスを高くしてください」

◆要望の例

「難病の指定病名を知らせてほしい」

◆質問・相談の例

「審議会・委員会での女性委員の割合は？」

◆提案の例

「中学校の制服のブレザー化を提案します」

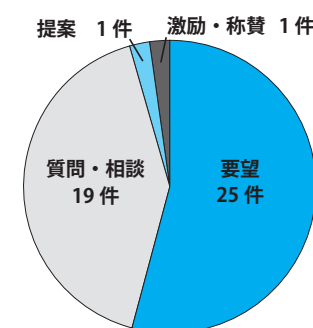
◆激励・称賛の例

「運動公園のフェンスを高くしてください」

◆要望の例

「難病の指定病名を知らせてほしい」

②投書の内容



平成27年度 投書内容

質問 保険証などの簡易化も必要では？

先日「国民健康保険高齢受給者証」を受け取りました。

通院の節は「国民健康保険被保険者証」とともに持つて行くこととなりましたが、なぜ、両方が必要なのですか？

また、一方に結合することができないのですか？高齢者向けには簡易化も必要と思いますが。（70代男性）

回答 更新時期などの違いで統合できない

国民健康保険高齢受給者証は、70歳から74歳の方に発行される証で、医療機関などの窓口での一部負担金の割合が記載されています。

一部負担金の割合は、毎年8月1日を基準日として、その年度の町民税課税標準額により判定することから、高齢受給者証は毎年の更新となります。

一方、国民健康保険被保険者証については2年ごとの更新であり、更新時期などの違いから統合について対応できませんのでご理解いただきたいと思います。

要望 ラッキー交差点の路上駐車対策を

ラッキーの通りの交差点。毎日つねに路上駐車している車が絶えません。本当に危ないです。家の場所的にあの交差点を利用しますが、毎回怖いのです。

なぜ駐車場が空いているのに路上駐車するのかわかりません。事故もあつた場所なのでもっと何か対策して欲しいです。

回答 関係機関と連携して対策を協議

ラッキー前交差点付近の路上駐車についてですが、交差点曲り角から5m以内を除き駐車禁止の指定区間とはなっています。

店舗前であつた大きな事故後、町と栗山警察署でラッキーへ来店し、路上駐車をやめるよう啓発をお願いしております。

今後も関係機関と連携し対策を協議してまいります。

要望 水道などの加算額が計算できるように

「表記の使用のお知らせ」によると水道料金・下水道料金は使用量で計算できますが、他に消費税および地

方消費税相当額が加算された額とあります。しかし、加算される金額の計算ができません。

ぜひ、この加算額が計算できるように表示してください。

回答 同封している料金早見表などを参考に

毎月水道メーターを検針した際、各ご家庭などに「水道・下水道ご使用のお知らせ」を投函しております。表面には使用水量や水道料金および下水道使用料の消費税加算後の金額を掲載しております。

ご提言いただきました件は、裏面の単価表についてと思われますが、料金は基本料金と使用水量に単価を乗じて計算された金額の合計に消費税を加算する方法となっています。用途・口径・使用水量ごとに計算が異なります。

ご使用のお知らせの裏面に掲載することはスペース的に難しく、町ホームページ上で消費税込みの料金早見表を掲載することで皆さんに周知させていただきます。

現在の消費税率8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）で計算しております「料金早見表」を同封いたしますので、ご参考いただければと思います。

皆さんからのご意見お待ちしております！

①広報折り込みの専用はがきで！

2カ月に一度広報に折り込まれる専用はがきを切り取ってご利用ください。必要事項を記入してポストに投函してください。（切手不要）

②FAXで！

はがきをそのまま、またはお好きな用紙に必要事項を記入して、『72-3179』に送信してください。



③ホームページ専用フォームで！

下記アドレスから
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=SfQnm4ig>
または町ホームページトップ画面の注目情報（画面右側）から専用フォームにアクセス

表 4 均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円かつ被保険者全員の所得が 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減
33 万円	8.5 割軽減
33 万円 + (26 万 5 千円×世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (48 万円×世帯の被保険者数)	2 割軽減



平成 28 年度
4,980 円
7,471 円
24,904 円
39,847 円

■保険料の軽減措置
保険料額の軽減措置として、①世帯の所得に応じた「均等割の軽減（※注1～3）」②被保険者個人の所得で判定する「所得割の軽減」③この制度に加入したときに被用者保

表 5 所得割の軽減

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

表 6 被用者保険被扶養者の軽減

対象者	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	9 割軽減

険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方に対する「被用者保険の被扶養者だった方の軽減」があります。（表4～6参照）
※注1 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
※注2 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
※注3 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。



■保険料率が変わりました
被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28年度および29年度の新しい保険料率は表1のとおりです。
また、均等割の軽減範囲が拡大されることになります。（表2参照）
保険料の詳しい内容については、問い合わせ先までご連絡ください。

表 1 平成 28・29 年度の保険料率

	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	増減
均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 51,472 円	(年間) 49,809 円	1,663 円減
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.52%	10.51%	0.01 ポイント減
賦課限度額 (1 年間の保険料上限額)	57 万円	57 万円	変更なし

■保険料の計算方法
保険料額は被保険者ごとに計算されます。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料となります。（表3参照）

表 2 均等割の軽減範囲

平成 27 年度まで	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5 割軽減	33 万円 + (26 万円×世帯の被保険者数)
	2 割軽減	33 万円 + (47 万円×世帯の被保険者数)
平成 28 年度から	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5 割軽減	33 万円 + (26 万 5 千円×世帯の被保険者数)
	2 割軽減	33 万円 + (48 万円×世帯の被保険者数)

表 3 平成 28 年度の保険料の計算方法

均等割 【1 人当たりの額】 49,809 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 27 年中の所得 - 33 万円) × 10.51%	=	1 年間の保険料 【限度額】 57 万円 (100 円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	--	---	---

※年度途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

平成 28 年度の保険料は
7 月に個別にお知らせします。

平成28年度および29年度の
保険料率が見直されました

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】
◆北海道後期高齢者
医療広域連合
☎ 011-290-5601
◆町税務課課税グループ
☎ 73-7505

議会の動き

平成28年第3回栗山町議会臨時会において、次の議案が審議されました。(3月28日招集)

議案

▼平成27年度栗山町一般会計補正予算(第10号)

歳入歳出予算に5095万3千円を追加し、総額を86億7405万3千円とするもので、主な内容は、「地方創生加速化交付金」の活用事業に係る補正です。

▼平成28年度栗山町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算から77万9千円を減額し、総額を78億3199万9千円とするもので、主な内容は、平成27年度での予算対応に伴う学生地域定着自治体連携プロジェクト事業の減額に係る補正です。

こんにちは！

私たち栗山青年会議所です。52

広域連携からつながる未来

栗山青年会議所が実行委員会組織に入り、4月9日と10日で開催しました「ふるさと田舎まつり2016」では、2日間で延べ15000人ものお客様に会場へ足を運んでいただきました。

南々空知一市四町(夕張市・栗山町・由仁町・長沼町・南幌町)の魅力を広域発信することができ、地域活性に繋がるような取り組みとすることができたものと考えています。

平成の大合併が終了した現在、単独で生きていくことを余儀なくされた栗山町は、新しい広域連携の時代に入ったと思います。人口も2025年から2030年の間には10000人を切ることが予測として表れています。

人口減少、施設の老朽化および雇用機会の減少という3つの風に煽られる中で、これまでに経験したことのない課題を、小手先の改革で乗り越えることはできないと考えています。

自治体は従来の行政手法にとられない新しい行政手法を開拓し、適切な政策を実施することが求められています。少なくとも、やる気のある自治体が果敢に挑戦できる環境を作っていくことが重要なのだと思います。

栗山青年会議所の活動範囲となる南々空知四町(栗山町・由仁町・長沼町・南幌町)は、人口減少に伴い市町村存続の危機が取りざたされる昨今、経年劣化や老朽化による体育施設やグラウンドなどの整備への投資と配分は、自治体単独で挑むことは困難が予測されます。

また、将来的には広域自治体により社会的機能をシェアする必要性が大きく問われる時代がやって来ると思います。

だからこそ、われわれは「スポーツ協働事業」として誰もが親しみを持ち、楽しむことができるスポーツを題材に、まちづくりを推し進める必要性があると考えています。

一般社団法人栗山青年会議所
理事長 蛸名 勇人

「ふるさと田舎まつり2016」で示した方向性同様、地域が生き残るためには、行政区域の枠を超え企業・団体・有志など、そこに付随する多くの関係者を通じ、運動性を高め、相互理解を図ることにより、共同共栄できる大きなビジョンを地域住民に至るまで、共有し体現していくこそが、真の地方創生につながるものと信じ挑戦していきます。



ごみ分別のご協力をお願いします



【申込先・問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

もう一度確認 生木類の出し方

昨年5月より、町の指定袋に入らない生木類(剪定枝や根など)は、町内大井分にある共立道路株式会社で炭化処理を行っていますので、直接、自己搬入されますようお願いします。(役場での廃棄物処理場使用許可申請は不要)

◆搬入可能物

生木類(剪定枝および根)
※土は、できるだけ落として搬入をお願いします。

※生木類以外の大型ごみは、環境センターへ搬入をお願いします。

【受入曜日】

月・金曜日

※曜日により、受け入れできない場合がありますので、搬入の際は、必ず電話で確認をお願いします。

【受入時間】

(5~12月)
午前8時~午後5時
(1~2月)
午前9時~午後4時50分

(3~4月)

午前8時~午後4時50分

【搬入先】

共立道路株式会社
(大井分326番地)

【料金】

○剪定枝 10kg 80円(消費税別途)
○根 10kg 100円(消費税別途)

【問い合わせ】

共立道路株式会社製品部
☎ 72-111

堆肥

「栗肥土」 随時販売中!

栗肥土は、役場・角田農村環境改善センター・南部公民館で随時販売しています。ぜひ、活用してください。



【価格】
1袋(10kg) 300円

多くの参加を!

ごみ処理施設見学会開催のご案内

「町で収集したごみはどのように処理しているの」「年間どのくらいのごみが集まるの」「資源物の売り上げ収入はいくら」と疑問に思われている方も多いのでは?

町では、実際にごみの処理施設を見学していただき、「ごみ問題」について皆さんとともに考え、ごみに対する理解を深める機会になればと思います。

多くの方々のご参加をお待ちしています。

【日時】

5月26日(木) 午前9時~正午

【日程】

※移動は町大型バスを利用します。

(午前9時15分)

角田農村環境改善センター

(午前9時25分)

総合福祉センター「しやるる」

(午前9時30分)

役場正面玄関前

(午前9時35分)

カルチャープラザ「Eki」



(午前9時45分)

資源リサイクルセンター見学

(午前10時30分)

環境センター(堆肥化施設・中間処理施設・最終処分場)見学

(午前11時30分)

施設見学会終了

【定員】

50人(定員になり次第締め切り)

※参加者全員に粗品をプレゼント

【申込方法】

町環境政策課へ電話で予約

【申込期間】

5月9日(月)~19日(木)

始動しています！ くりやま若者シティプロモーション事業

住みたい・住み続けたい街ってどんな街ですか？

【問い合わせ】町若者定住推進室 ☎ 73-7521

栗山の魅力を再発見！

昨年度から新たに組み込まれている「くりやま若者シティプロモーション事業」。

この事業は、今もたくさん存在する「栗山の魅力、良いところ」を若者・子育て世代の目線からあらためて発掘し、町内だけでなく町外にも広めていくことで、人と人とのつながりが生まれ、栗山に住む地域の皆さんがより愛着を持てる街になるように、また、栗山町に想いをもって関わってくれる町外の方も増やしていく活動を通して、「住みたい・住み続けたい街」のイメージアップを推進していきます。

ポスターが問いかける

この事業の第一歩として、来る5月22日(日)に行われる「キックオフセミナー」を町民の皆さんに告知するためのポスター撮影を先日行いました。

今回のポスターはなんと、「50種類、50コピー、50写真、すべて違う内容！」

今の栗山町の良いところや好きなところ、悩み事、変えていきたい部分などを赤裸々に表現したキャッチコピーに合わせて、町職員がインパ

クトのある表情、ポーズで問いかけます。

町内各所に掲示していますので、ぜひ、どんなキャッチコピーと写真のポスターがあるか、チェックしてみてくださいね！

また、キックオフセミナーの詳細は、今月号折り込みチラシをご覧ください。



ポーズも決まっています



慣れないポーズに苦笑い・・・



カメラマンから指導



ポスター撮影の様子

募集 まちづくり審議会・委員会

町では、町民参加の機会を広げるために、各種審議会・委員会などの公募を推進しています。

指定管理者評価委員会委員

平成28年度から平成32年度までの指定管理者による施設の適正な管理運営や利用者サービス向上の取り組みなどの評価作業を行います。

■公募人数
2人（総委員数6人）

■任期
第1回の委員会議の日から平成33年3月31日まで

■会議など
平日の夜間に開催予定（年5回程度、会議1回90分程度）

※会議1回出席につき3000円の謝礼を支払います。

※この会議は原則公開です。

応募資格

○町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方

※3機関以上の町の審議会・委員会などの委員をされている方、または指定管理者の関係者の方は応募できません。

申込期間

5月2日(月)から23日(月)まで
(締切日必着)



応募方法

○専用の申込書に必要事項を記入して、左記申込先まで提出してください。

○申込書は左記申込先でお渡しするほか、町ホームページからもダウンロードできます。

決定方法

申込書による書類選考および面談※申込書は返却しません。

申込先・問い合わせ

町経営企画課行政経営グループ
☎ 73-7503
FAX 73-3179
メールアドレス
gyouseikeiei-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

子育て中の皆さんへ

どさんこ・子育て特典カードを配布します

北海道では、子育て中の家庭を、施設や企業と一緒に応援しています。どさんこ・子育て特典カードを提示すると、さまざまな特典が受けられます。

左記の場所でカードを配布しますので、お子様の生年月日がわかる書類などを持参の上、お受け取りください。

対象

○妊娠中の方がいる家庭
○小学生以下のお子さんがある家庭

配布場所

- 1 町保健福祉課④番窓口
- 2 児童センター
- 3 子育て支援センター
- 4 角田農村環境改善センター
- 5 南部公民館

配布枚数

各家庭に1枚配布

使用できる施設

道内の協賛ステッカーが掲示されている施設

※詳しくは、北海道結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイト「ハダクム」で確認ください。

どさんこ・子育て特典制度とは

妊娠中の方もしくは小学生以下の子どもがいる世帯に特典カードを配布し、子どもと同伴で買い物や施設などを利用することで、協賛店舗からサービスを受けられる子育て家庭を応援する取り組みです。



ホームページアドレス
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuj/dosanko.html>
町保健福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222